

議案第2号

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正
について

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
について、別紙のとおり提出します。

平成24年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

特別支援学校の児童及び生徒の授業の時間を確保するため、2学期制にすることができるようにするとともに、再入学の機会を拡大するため、再入学の要件を緩和する等の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 特別支援学校においても高等学校と同様に2学期制とすることができることとし、2学期制とした場合の休業日について定める。
- (2) 特別支援学校に志願できる者は、県内に居住している者又は特別な事情がある者とし、その通学区域は県全域とする。
- (3) 特別支援学校を退学後1年を経過した者であっても、再入学を希望する者であれば入学させることができる。
- (4) 特別支援学校に提出する誓約書に費用等についての保護者の責任を明記する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校の課程等)</p> <p>第3条 学校の名称、課程、部科、学科、修業年限、収容定員及び所在地並びに特別支援学校が教育の対象とする障がい種別(以下「障がい種別」という。)は別表のとおりとする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、<u>次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)別表の右欄に掲げる学校及び学科それぞれ同表の左欄に掲げる指定地域の区域</u></p> <p>(2) <u>特別支援学校 県外の区域のうち、教育委員会が特別な事情があると認めた者が居住する区域</u></p> <p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりにすることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た<u>学校</u>にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 特別支援学校</p>	<p>(学校の課程等)</p> <p>第3条 学校の名称、課程、部科、学科、修業年限、収容定員及び所在地並びに特別支援学校が教育の対象とする障害種別(以下「障害種別」という。)は別表のとおりとする。</p> <p>(高等学校の通学区域)</p> <p>第4条 <u>高等学校の通学区域は、県全域とする。ただし、鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)第13条第2項第2号に該当して志願し、高等学校に入学した生徒の通学区域については、この限りでない。</u></p> <p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>高等学校の校長は、前項の規定にかかわらず教育長に届け出て、学期を次のとおりにすることができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た<u>高等学校</u>にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 特別支援学校</p>

名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	名称	障害種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取盲学校	視覚障がい	略				鳥取盲学校	視覚障害	略			
鳥取聾学校	聴覚障がい	略				鳥取聾学校	聴覚障害	略			
鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい	略				鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障害	略			
略						略					
白兔養護学校	知的障がい	略				白兔養護学校	知的障害	略			
倉吉養護学校	知的障がい・肢体不自由	略				倉吉養護学校	知的障害・肢体不自由	略			
略						略					
米子養護学校	知的障がい	略				米子養護学校	知的障害	略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</u></p> <p>(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで</p> <p>(2) 第2学期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</u></p> <p><u>3 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は前項の</u></p>	<p>(学期)</p> <p>第3条 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項の休業日を変更することができる。</p>

休業日を変更することができる。

(第1学年への入学)

第17条 略

2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者が行うことができる。

(1) 県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)

(2) 教育委員会が特別な事情があると認めたる者

3 略

(再入学)

第20条 校長は、再入学を希望する者がある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の取得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)が県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、生徒が県内に居住していない場合であって、保護者が生徒と同居しているときは、この限りでない。

2及び3 略

様式第3号(第17条、第18条 - 第20条、第28条関係)

編	転	再	入学志願書		
略					
入学希望の 部科名及び 学年又は学 級	略				
	高等部	普通科	単一障がい学級 ・重複障がい学級・訪問学級		
	略				

様式第8号(第24条関係)

誓約書			
私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。			
年 月 日			
住所			
生徒 氏 名			

(第1学年への入学)

第17条 略

2 略

(再入学)

第20条 校長は、退学後1年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の取得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)が鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、保護者が県内に居住していない生徒のうち、保護者と同じ住所に居住しているものについては、この限りでない。

2及び3 略

様式第3号(第17条、第18条 - 第20条、第28条関係)

編	転	再	入学志願書		
略					
入学希望の 部科名及び 学年又は学 級	略				
	高等部	普通科	単一障害学級・ 重複障害学級・訪問学級		
	略				

様式第8号(第24条関係)

誓約書			
私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。			
年 月 日			
住所			
生徒 氏 名			

上記のとおり誓約を守らせ、保護者としての責任を果たすとともに、給食、教材等の費用の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 氏 名 (印)

上記生徒に誓約を守らせ、保証人としての責任を果たすことを誓います。

住所

生徒との続柄

保証人 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

上記のとおり誓約を守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 氏 名 (印)

住所

生徒との続柄

保証人 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

備考 1 保証人は、保護者が県内に居住していない場合のみ記入する。ただし、保護者が生徒と同居している場合は、記入しない。

- 2 保証人は、県内に居住する成年者に限る。
- 3 略

備考 1 保証人は、県内に居住する者に限る。

- 2 保護者は、保証人となることができる。
- 3 略

様式第9号(第25条関係)

1 保護者の場合

誓約書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生徒 の保護者となりましたので、保護者としての責任を果たすとともに、給食、教材等の費用の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

備考 略

2 保証人の場合

誓約書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生徒 の保証人となりましたので、保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

様式第9号(第25条関係)

誓約書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生徒 の保護者(保証人)となりましたので、保護者(保証人)としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者(保証人) 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

備考 略

保証人 氏 名 (印)
鳥取県立 学校長 様
備考 氏名を自署する場合には、押印を省略する <u>ことができる。</u>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則
この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。